児童手当の受給資格に係る居住実態による住所地申立書
継続申立書

（同居父母）

田原市長　あて

届出日　令和　　年　　月　　日

【申立人】（児童手当の請求者）

実際に居住している住所　　住民票上の住所

〒　　－　　〒　　－

氏名

私は、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 4 条第 4 項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり、居住実態による住所地をその挙証資料を添付の上申し立てます。

記

①同居している児童 ※第 3 子以降の児童がいる場合には、当該様式を 2 枚使用して申請してください。	氏名 〔性別〕（生年月日）	〔男・女〕（平成・令和年月日生）
	氏名 〔性別〕（生年月日）	〔男・女〕（平成・令和年月日生）
②別居している配偶者（上記児童の親）の状況	氏名	
	上記児童との続柄	
	住所	勤務先：
※該当欄に☑ その他の場合は〔　　〕に具体的理由を記入してください。		
③住民票上の住所地を変更できないやむを得ない理由	☐ 世帯主である配偶者の協力が得られない。（DV、連絡不通等含む） ☐ 裁判等の関連で住民票の異動ができない。 ☐ 申請者または児童における危険回避のため。（DV による避難や児童虐待等） ☐ その他〔　　〕	
④申請者の居住実態に係る状況を証明する書類等	☐ 申請者宛に送られている公共料金の請求書（もしくは領収書） ☐ 住所地の物件に係る賃貸借契約書の写し ☐ 民生委員や市町村の福祉事務所のケースワーカー等が記載した、申請者が申し立てている住所地に居住していることの証明（確認）書 ☐ その他〔　　〕	
⑤児童の居住実態に係る状況を証明する書類等	☐ 住所地の物件に係る賃貸借契約書の写し ☐ 民生委員や市町村の福祉事務所のケースワーカー等が記載した、申請者が申し立てている住所地に居住していることの証明（確認）書 ☐ 児童が通学している学校等への調査結果 ☐ その他〔　　〕	

裏面

【確認事項※必ず申請者の方はご確認ください。】

① 届出内容について

○届出内容について変更があった場合には、変更届（様式 8 号）により児童手当を支給している市町村（公務員の場合は勤務している所属庁）にその内容を速やかに届け出てください。

○対象児童を監護しなくなった場合や生計が別になった場合及び居住地を市外に異動した場合等で児童手当の支給事由が消滅した場合には、受給事由消滅届により児童手当を支給している市町村（公務員の場合は勤務している所属庁）にその内容を速やかに届け出てください。

② 過誤納金発生による返戻金の徴収について

○上記①の届け出が遅延したことによる過誤納 金の発生については、その後の児童手当の支給がある場合には、その 支払 わ れた児童手当は、その後支払うべき児童手当の 内払いと みなして精算 を行います。

○偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができます。 （差押えを含む強制徴収）

③ 現況届について

○毎年、児童手当受給要件について、６月１日時点の状況を現況届により提出する必要があります。

○現況届には、認定請求時に添付した資料について再度提出してください。

※市町村（公務員の場合は勤務している所属庁）が公簿等によりその内容を確認できる場合には 添付資料の 提出は不要になります。